

学校生活の心得

1. 出席・欠席・遅刻・早退等

毎日出席して授業を受けることは、生徒の本務です。向上心を持って授業に臨むことが大切です。

欠席・遅刻・早退の際は必ず連絡し、所定の書類を出す。

(1) 欠席

欠席する場合は始業時間までに学校に連絡する。事前にわかっている時はその旨を担当に連絡する。

(2) 遅刻

遅刻する場合は、始業時間までに学校に連絡する。登校したら職員室で「遅刻届」に記入し、提出する。始業時ではなく、授業に遅れる場合は、職員室で「入室届」に記入し、教科担当の先生に提出する。

(3) 早退

早退する前に必ず担任へ願い出て、「早退願」を提出し、担任から早退許可証をもらう。なお、帰宅したら、その旨学校に電話連絡する。

(4) 自然災害等・・・別途連絡します。

(例) 始業時前に暴風警報が発令されている場合。

①生徒は登校しなくてよい。

②ただし、警報が午前11時までに解除された場合は登校し、授業を受ける。

③午前11時においてもなお警報が解除されない場合は、当日の授業は中止する。

(5) 忌引

次のとおりに定める。

①父母の場合・・・7日

②祖父母・兄弟・姉妹の場合・・・3日

③おじ・おばの場合・・・1日

2. 通学

(1) バス、近鉄、JR、船を利用するときは交通道德及びマナーを守り、一般の利用者に迷惑をかけぬよう良識ある行動をする。

(2) 自転車通学をするときは自転車通学届を提出する。

並進、二人乗り、傘さし運転は禁止。自転車の整備点検をし、交通規則を守る。

自転車は必ず防犯登録をする。

(3) 普通自動車運転免許について

①進路先内定者の3年生に対して、10月以降より自動車学校への入校を許可する。ただし、合宿での免許取得は禁止する。

②希望者は必要書類を提出後、自動車学校への入学および通学を許可する。
(4)二輪車運転免許については、在学中は原則、二輪車運転免許の取得を禁止する。ただし、次のいずれかに該当し、保護者の申し出のあった場合は、原動機付自転車運転免許取得の特別許可を検討する。免許取得後においても、登下校における二輪車の使用については、自宅から最寄りの公共交通期間までとし、校内への乗り入れは認めない。

①鉄道、バスなどの公共交通機関及び自転車の利用が極めて不便な地域からの通学でやむを得ない事情があると認める場合。

②その他、校長が特に必要と認める場合。

(5)徒歩通学は、道路の右側端を通行し、交差点では信号を厳守する。

(6)予鈴（8:30）までに登校し、授業準備をする。（8:40 から朝の SHR）

3. 服装

常に清潔で高校生らしい端正な身なりを心がけ、次の規定を守る。

「制服」

○学校指定の制服を正しく着用する。

(1)登校時は制服を着用する。

(2)登校に際し、正規の服装が着用出来ない時は、生徒指導室で「異装許可願」を申請し許可を受ける。

※ その他鳥羽高校生のルールとマナー

「頭髪」

○染色やパーマ等、生まれつきの髪を加工しない。

○奇抜で極端な髪型等、不自然な髪型は禁止する。

○靴下

・普段はフリーとする。

・正装のときは紺色を着用する。

○防寒着

・防寒着は、校内で着用しない。

・通学時の使用のみとする。

・必ずブレザーの上に着用すること。カッターシャツ+防寒着の着用は許可しない。

・華美でないもの。

・防寒着は、「ブルゾン、コート、ジャンパーなど」とする。

・防寒着として、学校指定以外のセーターなどの着用はできない。

○セーター

・指定のVネックセーター以外の着用は禁止する。

○装飾品(アクセサリー)

・ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット等は禁止。

・サングラス、カラーコンタクト、帽子、カチューシャ、髪飾り類は禁止。

○サンダル、スリッパでの通学は禁止。

○爪の長さは指先まで。

○化粧は禁止する。

○その他の禁止事項

- ・髭(ひげ)を伸ばすこと。
- ・マニキュア、ペディキュア、つけ爪、ネイルアートなど。
- ・スカートの下に、ハーフパンツやジャージをはく。

※頭髪・服装等、配慮が必要な場合は、担任に申し出て学校の許可を受ける。

4. 校内生活

(1)教科の学習、教科以外の教育活動などすべてにわたり充実したものとするために、教師の指示に従って秩序ある行動をする。

(2)校舎内外の美化に努め、施設、設備の使用については、注意事項を守り、危険防止に努めると共に、責任をもって使用する。

5. 交通安全

(1)交通法規・交通道徳を厳守し、安全に心がける。

(2)自転車通学について

- ①自転車通学を希望するものは、必ず自転車通学届を提出すること。
- ②防犯登録に必ず加入すること。
- ③自転車は必ず所定の駐輪所に置き、学校の周辺に放置しないこと。

6. アルバイト

(1)長期休業中以外の期間はアルバイトを原則として禁止する。ただし家庭事情等やむを得ない理由がある場合は許可する場合がある。(1年生の1学期は除く)

(2)長期休業中のアルバイトは届出制とする。

(3)届出があっても次の場合は受理しない。

- ①学業成績不振。
- ②労働基準法や青少年保護条例に違反する業種。
- ③高校生としてふさわしくない業種(酒席に出ること・酒類を扱うこと・遊戯場・住込みなど)

7. 生活態度

校内、校外生活において自主的に善悪をわきまえ、責任ある行動をすること。悪の誘惑に負けない、強い意志が必要である。また、お互いに品位を高めて、立派な校風を樹立するように心がける。

次の行為があったときは保護者来校の上、特別指導(訓戒、謹慎、訓告、停学、退学など)の措置が行われる。

- (1)窃盗(万引)、恐喝、詐欺、賭博など。
- (2)暴力行為及び幫助、凶器の所持。
- (3)飲酒、喫煙、薬物乱用。
- (4)交通違反、運転免許無断受験、無免許運転、単車同乗など。
- (5)パチンコ、マージャンなどの不健全娯楽。

- (6) 公共物、校舎、校具の故意破損。
- (7) 不良交遊、不純異性交遊、不良団体加盟。
- (8) 深夜徘徊、無断外泊。
- (9) 不正行為(カンニング等)。
- (10) 無断欠席、遅刻、怠学。
- (11) 無届アルバイト。
- (12) いじめ・いじめに類する行為
- (13) その他高校生として非常識な行為